

(別添)

(富山県) 特定地域づくり事業協同組合の財産的基礎に関する判断基準

(令和4年2月8日制定)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第3項第3号の基準「特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的基礎」のうち、財産的基礎に関する判断基準については、次のとおりとする。

派遣労働者数	基準資産額	現金・預金の額 (※基準資産額の内数)
1人	75万円	75万円
2人	150万円	150万円
3人	225万円	225万円
4人	300万円	300万円
5人	375万円	375万円
6人	450万円	450万円
7人	525万円	525万円
8人	600万円	600万円
9人	675万円	675万円
10人	750万円	750万円

※派遣労働者数とは事業計画書において派遣労働者として雇用することが見込まれる人数をいう。

(「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン」(令和2年11月 総務省 地域振興室) P 50~51)